

## Ｊーデビットの不当な取引に対する注意事項

なりすまし取引や架空取引等、以下に記載の「**不当な取引**」は認められません。これが発見された場合には、「消費者還元を受けるために必要な制約条件」においても本件消費者還元の対象外である旨を明記しているとおおり、これらの取引に対応する口座還元が行われず、また既に行われた口座還元相当額について返還する必要があります。（「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」4条1項ないし2項も参照）さらに、「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」5条1項ないし2項に基づいて、「Ｊーデビット」に係るサービスの利用自体ができなくなり、加えて、民法その他の適用される法律等に基づいて、当該取引により国、補助金事務局（公募により経済産業省から採択された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」とします。）の執行団体）または当行が被った一切の損害の賠償を求められることがあります。場合によっては会員資格を取り消すこともあり得るため、不当な取引は絶対に行わないでください。

### 「不当な取引」

- 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 架空の売買や直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態が無いにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 商品もしくは権利の売買または役務授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引